

**広島大学旧理学部 1 号館の保存・活用に係る技術検討業務
公募型プロポーザル説明書**

1 業務の概要

(1) 業務名

広島大学旧理学部 1 号館の保存・活用に係る技術検討業務

(2) 業務内容

別添「広島大学旧理学部 1 号館の保存・活用に係る技術検討業務基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 2 8 日（火）まで

2 業務費

本業務に係る費用は 20,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

3 契約担当課

広島市都市整備局都市機能調整部跡地整備担当（本庁舎 6 階）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

Tel 082-504-2763 Fax 082-504-2309

電子メール atochiseibi@city.hiroshima.lg.jp

4 全体スケジュール

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ・ 公示日 | 令和 4 年 5 月 1 3 日（金） |
| ・ 質問受付期限 | 令和 4 年 5 月 2 6 日（木） |
| ・ 応募資格確認申請書提出期限 | 令和 4 年 5 月 2 7 日（金） |
| ・ 提案書提出期限 | 令和 4 年 6 月 1 5 日（水） |
| ・ 審査委員会 | 令和 4 年 6 月下旬（予定） |
| ・ 審査結果通知 | 令和 4 年 6 月下旬（予定） |

5 応募資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。なお、本業務実施のための共同企業体としての参加も認めるが、参加する共同企業体の構成員となる者の単体企業としての参加は認めない。

単体企業の場合は、次の(1)から(6)の全てを満たすこと。

共同企業体の場合は、次の(1)から(3)を全ての構成員が満たし、(4)から(6)を構成員の 1 人以上が満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 及び広島市契約規則第 2 条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

- (4) 鉄骨造り（軽量鉄骨造りを除く。）、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りの建築物で、次のア及びイに係る業務を履行した実績を有していること。
- ア 平成19年4月1日以降に元請として完成・引き渡し完了した、延べ面積1,700平方メートル以上の建築物の耐震診断又は耐震改修計画立案
- イ 新耐震基準施行（昭和56年6月1日）以降に元請として完成・引渡しが完了した、建築基準法（昭和25年法律第201号）の適用以前に建築された建築物の改修に係る計画又は設計若しくは耐震診断
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (6) 業務の管理技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の一級建築士の資格を有する者を配置できること。

6 応募資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を全て提出すること。

※ 共同企業体の場合は、構成員ごとにア及びイを提出すること。

ア 応募資格確認申請書（様式1） 1部

イ 5の応募資格(2)が確認できる書類

(ア) 広島市税の納税証明書 1部

「令和〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納納税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの）の写しを添付すること。

本市に納税義務がない場合は、申立書（様式7）を提出すること。

本市に事業所を有しないこと等が確認できる書類（登記の写し等）も添付すること。

(イ) 消費税及び地方消費税の納税証明書 1部

「未納納税額がない」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）の写しを添付すること。〔電子納税証明書（XML方式）は不可〕（証明書年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

ウ 営業実態を確認するための履歴事項全部証明書若しくは商業登記簿謄本又は財務諸表等（写し可）

※ 財務諸表等は、基準日の直前の決算期以前の2年分の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書（又は株主資本等変動計算書）の写しを提出すること

※ 広島市競争入札参加資格の登録がある者は提出を省略できる。

エ 5の応募資格(4)が確認できる書類（以下のいずれか1部）

(ア) 一般財団法人日本建設情報総合センターの業務実績情報データベース「テクリス」に登録されているデータの写し

(イ) 実績証明書

(ウ) 契約書の写し

※ 上記のいずれでも業務実績の具体的な内容が確認できない場合は、設計書及び仕様書等を提出すること

オ 5の応募資格(5)及び(6)が確認できる書類

カ 共同企業体結成届等（様式2-1、2-2、2-3） 各1部（共同企業体で応募資格確認申請書を提出する場合に限る。）

※ 応募資格確認申請書提出時において、協定の締結がなされていない場合、提案書の提出時までには締結し、共同企業体締結届等を添付すること。締結されていることを確認できない場合は、提案書を受け付けない。

(2) 提出期間

公示日から令和4年5月27日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年9月26日条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出場所

3の契約担当課

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(5) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認申請書の受理、審査後、応募者に速やかに書面にて通知する。

7 提案書の提出

(1) 提案書の記載項目

様式5のとおり

(2) 提出書類

ア 正本1部、副本10部を提出すること。

イ 提案書の表紙（様式3）には、提案者名（企業、代表者）等を記載し、提案者が押印すること。（ただし、提案者名等の記載と押印は正本のみとし、副本の表紙（様式4）には提案者名等応募者が類推できる記載はしないこと。）

ウ 提案書は1者1提案とし、2以上の提案書が提出された場合は失格とする。

エ 提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。

オ 提出後の提案書の訂正、追加及び再提出は原則認めない。

カ 提出書類は返却しない。

キ 提出書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 提出期間

応募資格確認結果の通知日から令和4年6月15日（水）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 提出場所

3の契約担当課

(5) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

8 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和4年5月26日（木）までの閉庁日を除く日の午前8時30

分から午後5時15分まで

イ 受付場所 3の契約担当課

ウ 受付方法 質問書(様式6)に記入の上、電子メールで提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問を受理した日から閉庁日を除き原則5日以内に質問者へ直接回答し、3の契約担当課において、令和4年6月15日(水)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

9 現地見学及び関係資料の閲覧について

(1) 現地見学

以下の期間内で建物の内部等を確認することができる。ただし、人数は1者につき3名以内とし、見学時間は1時間以内とする。現地見学希望者は、希望日時(第一希望、第二希望、第三希望)及び人数を記入の上、3の契約担当課に電子メールにて申し込み、その旨を電話にて連絡すること。希望を踏まえ、契約担当課から現地見学日時を連絡する。

期間：令和4年5月30日(月)から令和4年6月3日(金)

※ 建物の老朽化が進んでいるため、見学時は各自でヘルメット、懐中電灯及びその他必要な機材があれば持参し、安全対策を行うこと。

※ 敷地内には駐車場がないため、車で来る場合は周辺の時間貸し駐車場を利用すること。

※ 見学時に撮影した写真は、本市の了解を得ずして他人に知らせ又は本業務以外の目的に使用してはならない。

(2) 関係資料の閲覧

基本仕様書の「7 貸与する資料」に記載した資料を、以下の期間内で3の契約担当課において閲覧に供する。閲覧したい場合は、事前に3の契約担当課に電話で連絡すること。

期間：令和4年5月13日(金)から令和4年6月15日(水)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

10 審査方法

(1) 審査

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、広島大学旧理学部1号館の保存・活用に係る技術検討業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、別紙「受託候補者特定基準」に基づいて行う。

(2) 受託候補者の特定

ア 審査委員会での審査の結果、最高得点の提案書を提出した者を受託候補者とする。ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、総得点が最も高い提案内容が、広島市の求める最低限の水準(総計の6割)に達していないと判断された場合においては、この限りではない。

イ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

(3) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面にてその結果を通知する。

(4) 審査結果の公表

契約締結後、速やかに応募者数、最高得点者の名称及び各応募者の総得点について、広島市ホームページにおいて公表する。

(5) 審査結果の説明

審査結果に対する質問等は、書面により受け付ける。

ただし、その受付は結果通知から閉庁日を除き7日以内に限る。なお、本市は、質問に対して、その書面を受けてから閉庁日を除き10日以内に書面により回答する。

(6) 契約の優先交渉権者の決定

受託候補者に特定された者は、本業務の契約の見積書を徴する優先交渉権者とする。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、審査委員会での審査において総得点が次に高かった者を優先交渉権者とし、以下、総得点が総計の6割に達している者について、同様に取り扱う。

(7) 契約手続

優先交渉権者と本市は、地方自治法その他法令の規定に基づき、随意契約手続の交渉を開始する。

11 その他

- (1) 本業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規程を遵守しなければならない。
- (2) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。
- (4) 提案書に記載の従事予定者の変更は、原則として認めない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合で、本市の了解を得た場合はこの限りではない。
- (5) 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にすることがある。
- (6) 提案書等に虚偽の記載をした場合その他不正の行為をした場合には、失格にすることがある。
- (7) 応募資格を満たしていない者のする提案書提出は無効とする。
- (8) 提出された提案書等に係る内容を受託候補者特定の目的以外で使用する場合は、提案者の了承を得るものとする。ただし、広島市情報公開条例に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (9) 契約を締結する場合においては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは契約保証金の納付を免除する。
- (10) 別添の「広島大学旧理学部1号館の保存・活用に係る技術検討業務基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、提案書の内容については、別途発注者と協議の上契約書にその内容を記載（様式5を添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。